

議員発議第1号

令和5年1月23日

河合町議会議長 谷本 昌弘 殿

提出者	河合町議会議員	岡 田 康 則
賛成者	河合町議会議員	佐 藤 利 治
賛成者	河合町議会議員	中 山 義 英
賛成者	河合町議会議員	常 盤 繁 範
賛成者	河合町議会議員	長谷川 伸 一
賛成者	河合町議会議員	坂 本 博 道
賛成者	河合町議会議員	馬 場 千恵子
賛成者	河合町議会議員	大 西 孝 幸
賛成者	河合町議会議員	杵 本 光 清

河合町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

河合町議会委員会条例の一部を改正する条例

河合町議会委員会条例（平成４年３月河合町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（１） 総務文教常任委員会 ６人

ア 行政一般、財政に関する事項

イ 消防に関する事項

ウ 教育に関する事項

エ 他の委員会に属さない事項

（２） 厚生建設常任委員会 ６人

ア 社会福祉、保健衛生、労働、公害その他厚生一般に関する事項

イ 農林、商工に関する事項

ウ 上下水道に関する事項

エ 住宅に関する事項

オ 道路、河川、都市計画その他経済建設一般に関する事項

附 則

この条例は、令和５年５月１日から施行する。

令和５年１月２３日

奈良県北葛城郡河合町議会